

令和4年12月

定 款

日本乾溜工業株式会社

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、日本乾溜工業株式会社と称し、英文ではNIPPON KANRYU INDUSTRY CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 道路その他の交通安全施設に関する設計及びとび・土工工事業
2. 法面保護・地盤安定処理等の設計及び土木工事業
3. 区画線設置等の路面標示に関する塗装工事業
4. 自動火災報知機等の消防施設工事業
5. 建築工事業
6. 電気設備等の設計及び電気工事業
7. 土木・建築資材・電気設備機器の販売
8. 安全靴、安全帽、防塵・防毒マスク等の安全衛生保護具類の販売
9. 建設工事に関する立入防止柵、工事灯等の安全機材の販売
10. 消防設備器具の販売
11. 産業用電気機械器具の販売
12. 各種標識板の製作、販売
13. 写真製版、プロセス印刷
14. 各種ゴム強化剤の製造、販売
15. タール製品の製造、販売
16. 不動産の売買、賃貸、管理及び仲介
17. エクステリア用品・造園園芸用品の販売
18. 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を福岡県福岡市に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって、電子公告により公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数と種類)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、20,000,000 株とし、このうち 18,000,000 株を普通株式、2,000,000 株を優先株式とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、普通株式、優先株式それぞれにつき 100 株とする。

2. 株主は、1 単元の普通株式につき 1 議決権を有し、優先株式については議決権を有しない。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

(株式取扱規程)

第 11 条 当社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第 12 条 当社は、毎事業年度の末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要ある場合には、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

(優先株式への期末配当金)

第 13 条 当社は、第 50 条に定める剰余金の配当を行うときは、毎事業年度の末日の最終の株主名簿に記載又は記録された優先株式を有する株主（以下優先株式を有する株主を「優先株主」という。）又は優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、当該事業年度の末日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、1 事業年度につき優先株式 1 株あたり 50 円を上限として次項に定める方法により算定された額の剰余金の配当（以下「優先期末配当金」という。）を、分配可能額がある限り必ず支払う。

ただし、当該事業年度において、第 13 条の 4 に定める優先中間配当金を支払ったときは、上記金額から当該優先中間配当金の額を控除した額を優先期末配当金として支払う。

2. 優先期末配当金は、以下の算式に従い算定される額とする。ただし、優先期末配当金は、円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を四捨五入する。

優先期末配当金 = 500円 × (日本円 TIBOR + 1.50%)

この場合、「日本円 TIBOR」とは、毎年 10 月 1 日（以下「優先配当算出基準日」という。）午前 11 時現在における日本円 6 ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レートとして全国銀行協会によって公表される数値をいい、上記算式においては、次回の優先配当算出基準日の前日までに各事業年度について適用される。ただし、優先配当算出基準日が銀行休業日の場合は直前営業日を優先配当算出基準日とする。優先配当算出基準日に日本円 TIBOR が公表されない場合、同日（当日が銀行休業日の場合は直前営業日）午後 3 時を基準時刻とする東京ターム物リスク・フリー・レート 6 ヶ月物として株式会社 QUICK ベンチマークスによって公表される数値又はこれに準ずると認められるものを日本円 TIBOR に代えて用いるものとする。日本円 TIBOR 又はこれに代えて用いる数値は、% 未満小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を四捨五入する。

(優先配当に関する非累積条項)

第 13 条の 2 優先株式に対する優先期末配当金が、当該事業年度において第 13 条の優先期末配当金の額に達しない場合であっても、その差額は翌事業年度以降に累積しない。

（優先配当に関する非参加条項）

第 13 条の 3 優先株式に対しては、第 13 条に規定する優先期末配当金の額を超えては剰余金の配当を行わない。

（優先株式への中間配当）

第 13 条の 4 当社は、第 51 条に定める剰余金の配当をするときは、毎年 3 月 31 日現在の株主名簿に記載又は記録された優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、優先株式 1 株につき優先期末配当金の 2 分の 1 に相当する額の金銭（以下「優先中間配当金」という。）の配当を必ず行う。

2. 優先株式に対しては、前項の優先中間配当金の額を超えては中間配当を行わない。

（優先株式への残余財産分配）

第 13 条の 5 当社は、残余財産を分配するときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、優先株式 1 株につきその発行価額相当額までの金額を分配する。

2. 優先株式に対しては、前項の金額を超えては残余財産の分配を行わない。

（優先株式の取得請求と金銭の交付）

第 13 条の 6 優先株主は、平成 21 年 10 月 1 日以降、毎年 1 月 1 日から 1 月 31 日までの期間（以下「取得請求可能期間」という。）において、当会社に対して、毎事業年度に、前事業年度における分配可能額の 2 分の 1 に相当する金額を上限として、優先株式 1 株を取得するのと引換えに、当該優先株式の発行価額に相当する金銭の交付を請求することができる。この請求があった場合、当会社は取得請求可能期間満了の日から 1 ヶ月以内に、金銭を交付する。

2. 取得請求により交付すべき金銭の合計額が前事業年度における分配可能額の 2 分の 1 を超える場合、取得の順位は、取得請求可能期間経過後において実施する抽選その他の方法により決定する。

（優先株式の合意による取得・消却）

第 13 条の 7 当社は、いつでも法令の定めるところにしたがって優先株主との合意により、分配可能額を上限として、優先株式を有償で取得することができる。

2. 当社は、取得した優先株式を取締役会決議によって消却することができる。

（優先株式の取得請求と普通株式の交付）

第 13 条の 8 優先株主は、平成 20 年 4 月 1 日以降いつでも、当会社に対し、当該優先株式の取得を請求することができる。この場合、当会社は、当該優先株主又は優先登録株式質権者に対し、取得請求に係る優先株式の発行価額の総額を第 13 条の 9 に定める額（以下「基準価額」という。）で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、前記普通株式の数の算出にあたっては 1 株に満たない端数が生じたときは、こ

れを切り捨て、現金による調整は行わない。

(基準価額)

第 13 条の 9 第 13 条の 8 の取得請求が平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの間に行われた場合、138 円（以下「当初基準価額」という。）を基準価額とする。第 13 条の 8 の取得請求が平成 21 年 4 月 1 日以降に行われた場合については、毎年 4 月 1 日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の証券会員制法人福岡証券取引所の開設する市場における当会社の普通株式の普通取引の毎取引日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）を、同年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までの 1 年間に取得請求する場合の基準価額とする。ただし、前記の平均値が、当初基準価額を超えたときは当初基準価額を、当初基準価額の 30%を下回ったときは当初基準価額の 30%を、基準価額とする。

(基準価額の調整)

第 13 条の 10 優先株式の発行後に、次に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「基準価額調整式」という。）により基準価額を調整する。

$$\text{調整後基準価額} = \text{調整前基準価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

- a 基準価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合（自己株式を処分する場合を含む）
 - b 株式の分割により普通株式を発行する場合
 - c 基準価額調整式に使用する時価を下回る価額で普通株式への新株予約権を発行する場合又は基準価額調整式を使用する時価を下回る価額で普通株式を引換えとして交付する内容の取得請求権付株式を発行する場合
2. 前項 a から c に掲げる場合の他、合併、資本の減少又は普通株式の併合などにより基準価額の調整を必要とする場合には、合併比率、資本の減少の割合、併合割合などに即して、取締役会が適当と判断する価額に変更する。
3. 基準価額調整式に使用する 1 株当たりの時価は、調整後基準価額を適用する日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の証券会員制法人福岡証券取引所の開設する市場における当会社の普通株式の普通取引の毎取引日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）とする。
4. 基準価額調整式に使用する調整前基準価額は、調整後基準価額を適用する前日において有効な基準価額とし、また、基準価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また株主割当日がない場合は調整

後基準価額を適用する日の 1 ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数とする。

(優先株式併合・株式分割・株式無償割当て、募集株式等の割当てを受ける権利等)

第 13 条の 11 当社は、法令に定める場合を除き、優先株式については、株式の併合又は分割を行わず、また優先株主に対しては、株式無償割当てを行わない。

2. 当社は、優先株主に対しては募集株式又は募集新株予約権もしくは新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権無償割当てを行わない。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 14 条 当社の定時株主総会は、毎年 12 月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故ある場合は、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主又は代理人は、代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第 18 条 株主総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めのある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、

議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(株主総会の権限)

第 19 条 株主総会は、会社法その他の法令又は定款に定める事項に限り決議することができる。

(株主総会の議事録)

第 20 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

(種類株主総会への準用)

第 20 条の 2 第12条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。

2. 第15条、第16条、第17条、第19条及び第20条の規定は、当社の種類株主総会について、これを準用する。

3. 第18条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議について、第18条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議について、それぞれ準用する。

(種類株主総会)

第 20 条の 3 法令に定める種類株主総会の承認事項及び次の事項については、種類株主総会の承認を要する。

剰余金の配当、中間配当、自己の株式の取得（優先株主による取得請求権の行使及び優先株主との合意による有償取得を含み、無償取得、会社法の規定に基づく株式取得請求権に応じた買取、会社法第234条第4項に基づく1株に満たない端数の買取及び同法第197条第3項に基づく所在不明株主の株式の買取は含まない。）、資本又は準備金の減少に伴う払い戻し（以下あわせて「剰余金の分配等」という。）の結果、最終の貸借対照表上の金額を基準として算定した純資産額が10億円を下回ることになる剰余金の分配等の決定。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 21 条 当社の取締役は、3名以上7名以内とする。

(取締役の選任)

第 22 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 23 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 24 条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は各自会社を代表し、取締役会の決議に基づき、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長 1 名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役の報酬等)

第 25 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 26 条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故ある場合は、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第 27 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の権限)

第 28 条 取締役会は、取締役をもって組織し、会社の業務執行の決定、職務執行の監督、代表取締役及び役付取締役の選定及び解職を行う。

(取締役会の決議の方法)

第 29 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。

(取締役会の決議の省略)

第 30 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。

(取締役会の議事録)

第 31 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名して会社に保管する。

(取締役会規程)

第 32 条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役との責任限定契約)

第 33 条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役の数)

第 34 条 当社の監査役は、3名以上5名以内とする。

(監査役を選任)

第 35 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

(監査役の任期)

第 36 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第 37 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役の報酬等）

第 38 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によってこれを定める。

（監査役会の招集通知）

第 39 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

（監査役会の決議の方法）

第 40 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。

（監査役会の権限）

第 41 条 監査役会は、監査役をもって組織し、監査報告の作成、常勤監査役の選定及び解職、監査の方針、当会社の業務及び財産の状況の調査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項の決定を行う。

（監査役会の議事録）

第 42 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名して会社に保管する。

（監査役会規程）

第 43 条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（監査役との責任限定契約）

第 44 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 会計監査人

（会計監査人の選任）

第 45 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第 46 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の職務)

第 47 条 会計監査人は、当会社の計算書類及びその附属明細書、臨時計算書類、連結計算書類を監査し、会計監査報告を作成する。

(会計監査人の報酬等)

第 48 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 49 条 当会社の事業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までとする。

(期末配当金)

第 50 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度の末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）をすることができる。

(中間配当金)

第 51 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 52 条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2. 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

(附 則)

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

第 1 条 2022年 9 月 1 日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。

2. 本条の規定は、2022年 9 月 1 日から 6 か月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後これを削除する。

制 定	昭和14年 7 月 1 日
一部改定	昭和31年12月20日
一部改定	昭和32年12月20日
一部改定	昭和41年 9 月16日
一部改定	昭和41年10月28日
一部改定	昭和41年11月22日
一部改定	昭和42年11月22日
一部改定	昭和44年12月12日
一部改定	昭和45年11月20日
一部改定	昭和46年11月22日
一部改定	昭和47年11月20日
一部改定	昭和48年 6 月 1 日
一部改定	昭和49年11月20日
一部改定	昭和55年11月21日
一部改定	昭和56年 2 月 4 日
一部改定	昭和57年12月21日
一部改定	昭和58年12月22日
一部改定	昭和60年12月18日
一部改定	昭和63年12月21日
一部改定	平成 4 年12月21日
一部改定	平成 6 年12月21日
一部改定	平成 7 年12月21日
一部改定	平成 8 年12月19日
一部改定	平成10年12月22日
一部改定	平成11年12月21日
一部改定	平成12年12月21日
一部改定	平成13年12月21日
一部改定	平成14年12月20日
一部改定	平成16年12月22日
一部改定	平成18年12月22日
一部改定	平成19年12月21日
一部改定	平成21年12月18日
一部改定	平成22年 1 月 6 日
一部改定	平成27年12月18日
一部改定	平成28年10月 1 日
一部改定	令和 4 年 4 月27日
一部改定	令和 4 年12月21日